

# 令和 5 年度 肥料価格高騰対策事業 実施の手引き (取組実施者向け)



## 取組実施者の皆様へ

昨今の肥料価格高騰対策として、国は化学肥料の使用量を 2 割低減する取組を行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の 7 割を支援する「肥料価格高騰対策事業」を創設しました。

本事業は、大分県肥料コスト低減推進協議会（以下「県協議会」という。）が事業実施主体となり、取組実施者（農業協同組合、肥料販売事業者、その他関係事業者）を通じて、県内農業者に支援金を交付するものです。

また、本事業の実施にあたっては、取組実施者の皆様に農業者の取りまとめ役や取組への指導・支援等をお願いすることとなるため、この手引きを参考に円滑な執行に向けてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

## 目次

目次		ページ
1	はじめに	2
2	概要	3～5
3	取組実施者における対応の流れ（概要）	6
4	申請書類について	7～12
5	支援金の支払いについて	13
6	報告書類について	14
7	留意事項（特に気をつけること）	15
8	取組実施者になるには	16
9	事業に関する資材や様式について	16
10	資料集	17～25
11	様式集	27～67

## 大分県肥料コスト低減推進協議会

※令和 5 年 4 月時点の内容です。今後、変更が生じる可能性がありますので、適宜ホームページをご確認ください（URLはP 5 に記載しています）。

# 1. はじめに

国（農林水産省）は、肥料価格高騰に対応するため、肥料コストを低減する取組を支援する「肥料価格高騰対策事業」を実施することとしました。

実施にあたっては、以下のとおり取組実施者の皆様のご協力が不可欠です。

## 1. 事業イメージ

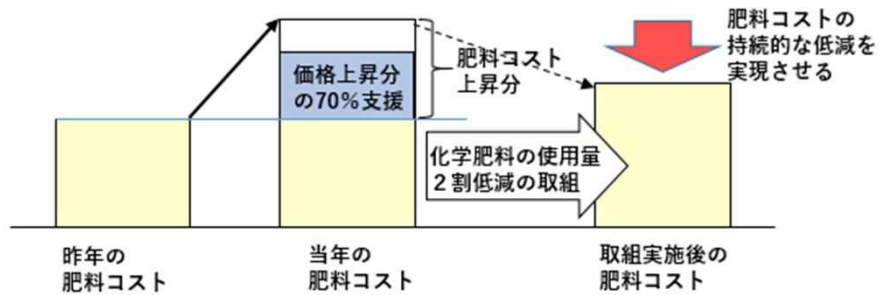
### <対象者>

頑張る農家を応援します！



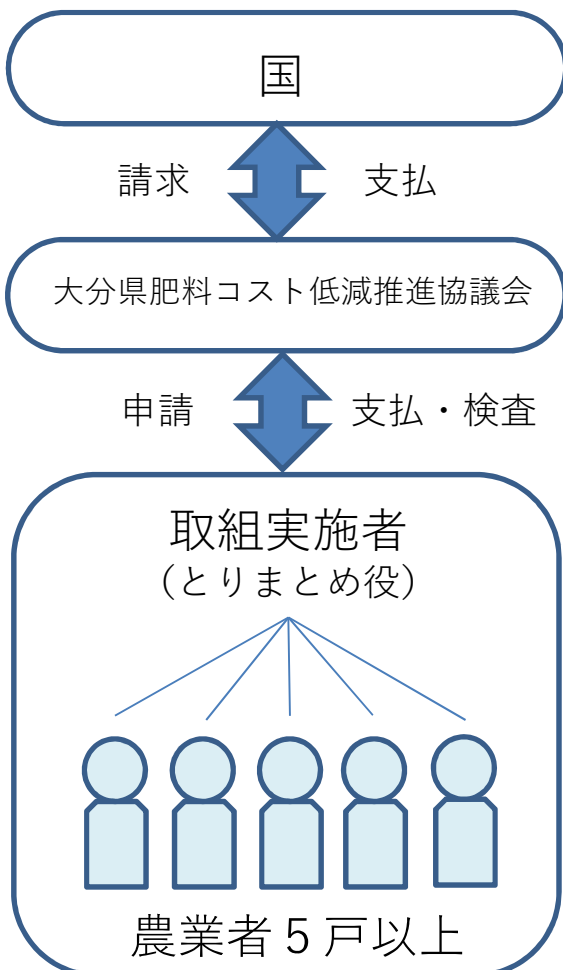
**化学肥料の使用量の2割低減に向けて**取り組む農業者

### <支援内容>



肥料コスト **上昇分の7割**を支援

## 2. 支援の流れ



## 3. 注意事項

**注意**

<支援金の計算例>

秋肥100,000円購入の場合...  
 $(100,000 - 100,000 \div 1.4 \div 0.9) \times 0.7$   
**= 14,444円**

- 肥料コストの7割がもらえる事業ではない
- 支援を受けた場合は、**化学肥料2割低減に向けて取組をしなければならない**
- 肥料コストが少額の場合、支援金も少額（※コスト低減の取組を実施していただきたいですが、労力に見合うか要検討。）

農業者の化学肥料低減への取組が**未実施、不十分であった場合**

**支援金の返還が求められる可能性あり**

取組実施者は、参加農業者への取組メニューの進捗確認、声かけ、監督等をお願いします。

## 2. 概要

【肥料価格高騰対策事業とは、肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、**化学肥料の低減に向けて取り組む農業者に対して、肥料コスト上昇分の7割を支援する**事業】

### 1. 支援の対象となる肥料

①秋肥 令和4年6月～10月に**注文**したもの

②春肥 令和4年11月～令和5年5月に**注文**したもの

※ただし、肥料法に基づく肥料のみ対象（**土壌改良材や農薬は対象外**）

### 2. 支援の対象者

1) 県内在住の**販売農家**

2) 販売実績のない新規就農者の場合は、認定新規就農者であるなど、今後購入した肥料を利用して、販売農家となることが見込まれること。

3) 化学肥料の使用量の**2割低減に向けて取り組む農業者**。

### 3. 申請者（農業者グループ＝取組実施者でいずれも5戸以上）

**農業者グループ（取組実施者）**は以下のような組織です。

1) **農業者（販売農家）**自らが組織するグループ

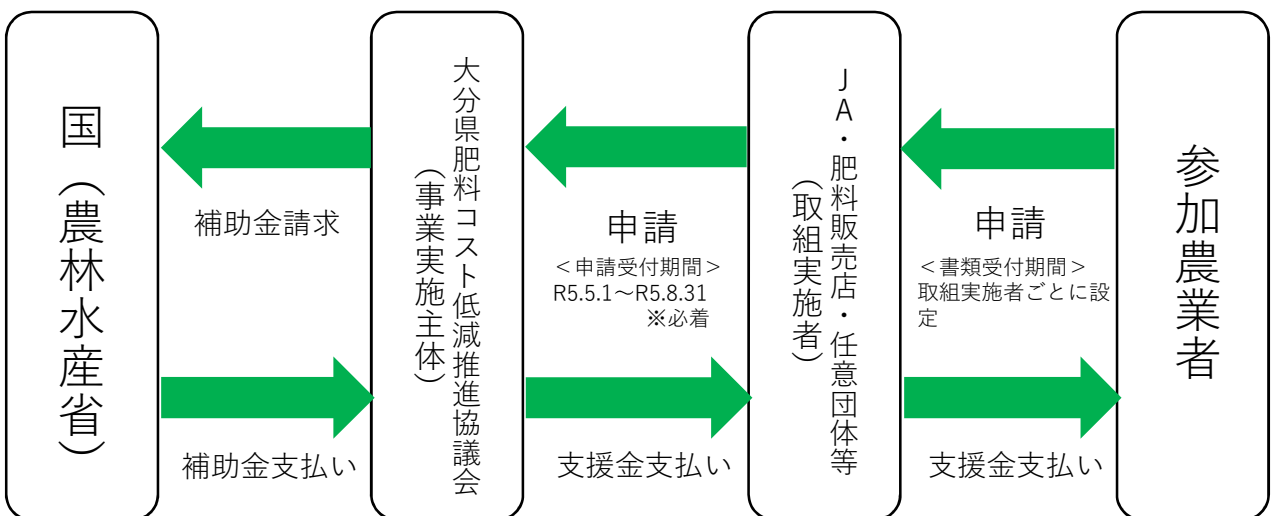
2) JAやJA部会、専門農協単位のグループ

3) 肥料販売店単位のグループ

4) 農作業に従事する構成員や従業員が5名以上所属する農業法人や農業者自らが組織する任意団体

5) 地域再生協議会 など

### 4. 事業の流れ



## 2. 概要

### 5. 支援金の算定方法

$$\text{支援金} = \left[ \text{当年の肥料費} - \left( \frac{\text{当年の肥料費}}{\left[ \begin{array}{c} \text{価格上昇率} \\ \text{統計データを} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \div \left[ \begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ \text{0.9} \end{array} \right] \right) \right] \times 0.7$$

秋肥：1.4 (R4.10.6 農水省通知)  
春肥：1.4 (R5.3.3 農水省通知)

### 6. 申請時期※取組実施者から県協議会への申請受付期間

#### ①秋肥

申請期間：令和4年10月3日～令和4年11月30日（終了）

追加申請期間：令和5年5月1日～令和5年8月31日

#### ②春肥

申請期間：令和5年5月1日～令和5年8月31日

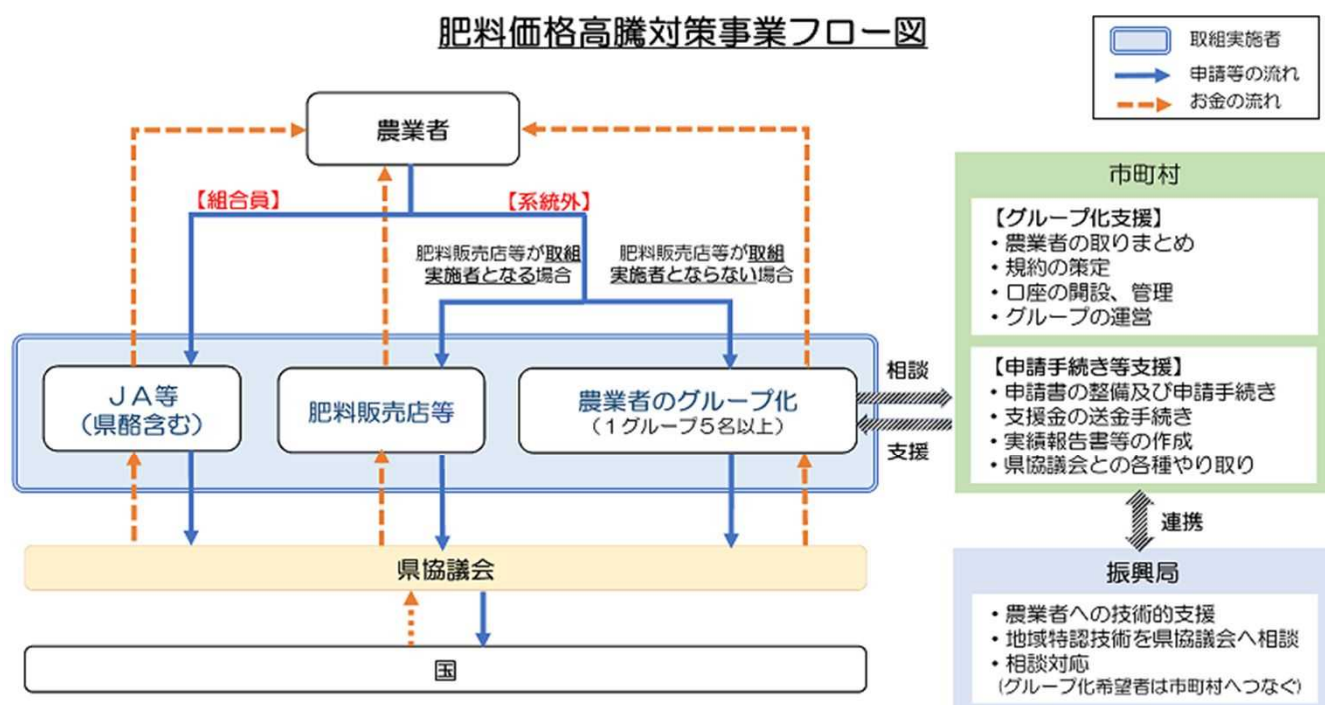


農業者からの書類受付期間は「取組実施者」が個別に設定してください。

(参考例) 大分県農業協同組合：令和5年4月3日～令和5年6月30日

### 7. 事業フロー図

肥料価格高騰対策事業フロー図



#### 【農業者のグループ化について】

購入先の店舗等が取組実施者にならない場合※は、5人以上の農業者でグループ化し農業者自身が取組実施者となる必要がある。しかし、個別の農業者がそれぞれ5人集まり、自身でグループ化し申請等をすることは現実的に難しい。購入先の店舗から申請を断られた農業者は、最も身近な市町村に問合せをすることが想定されるため、市町村は農業者を取りまとめ、グループ化、申請及び送金等の支援を行う。

※ホームセンター等で購入した場合は、購入先の店舗が取組実施者とならない可能性があるため、農業者自身が購入先の店舗に確認する必要があります。

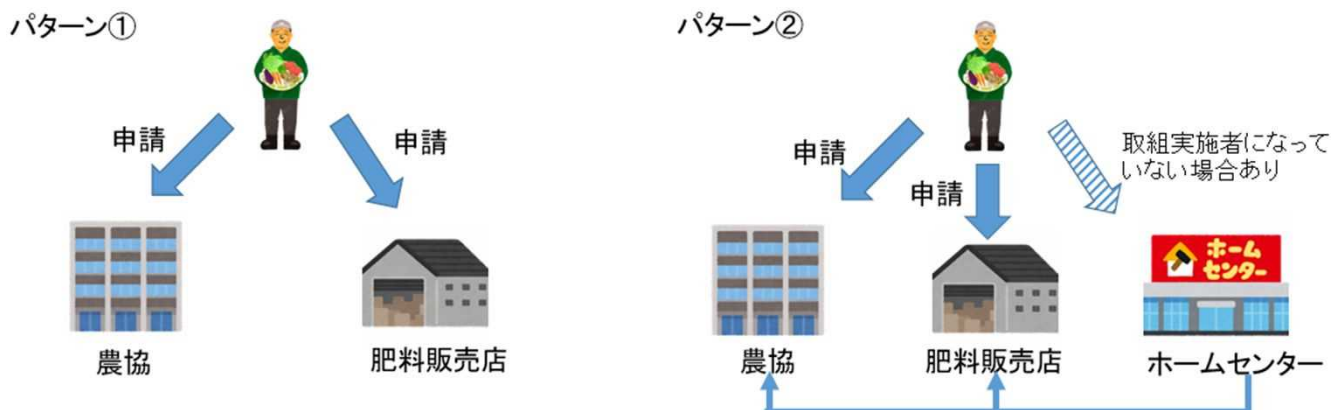
## 2. 概要

### 8. 申請イメージ

原則、肥料を購入した店舗からの申込みを想定しています。

(パターン①)

ただし、肥料を購入した店舗が取り組み実施者になっていない場合(パターン②)は、他の肥料販売店分を合わせて申請することも可能。



農業者が複数の肥料販売店から肥料を購入している場合は、それぞれの店舗へ申請することを原則としています。しかし、購入先の肥料販売店が取組実施者とならない等の事情がある場合は、できるかぎり他の肥料販売店の分も合わせて受け付けていただくようご協力をお願いします。

### 9. 問い合わせ先

#### 大分県肥料コスト低減推進協議会

〒870-0844

大分市古国府六丁目4番1号 (JA全農おおいた敷地内)

電話：080-6009-7364又は080-9820-2539

受付時間 月曜～金曜 09:00～17:00 (土曜・日曜・祝日は休み)

メールアドレス：[hiryokoto@chuuoukai.jaoita.net](mailto:hiryokoto@chuuoukai.jaoita.net)

ホームページ：<https://www.ja-oitachuuoukai.or.jp/group/cost.php>

#### ①「JA大分中央会」で検索



#### ②いちごの絵に矢印をもっていきと表示されます



### 3. 取組実施者における対応の流れ（概要）

#### (1) 農業者から提出される「化学肥料低減実施計画書」等の確認・とりまとめ

参加農業者が取り組むメニューや必要事項が「化学肥料低減実施計画書」に記入されているか確認し、肥料の注文書と請求書または領収書を参加農業者ごとにとりまとめてください。

※取組メニューの内容に疑問が生じた場合は、農業者本人または県協議会へ確認してください。

【7ページ参照】

#### (2) 県協議会に「取組計画書の承認申請書」を提出〔令和5年8月31日まで〕

支援金の交付を受けるために交付を受ける予定の金額等を記載して提出してください。

【8～12ページ参照】

#### (3) 県協議会から振り込まれた支援金の農業者への分配〔速やかに〕

指定口座に参加農業者全員分の支援金が入金されたら、速やかに参加農業者へ支援金の分配をしてください（原則、口座振込）。

※取組実施者から参加農業者への振込手数料は支援金に含まれませんので、負担についてはよく協議してください。

【13ページ参照】

#### (4) 県協議会に取組実績報告書を提出〔令和5年中(県協議会が定める日まで)〕

交付を受けた支援金の金額等を記載して提出してください。

支援金の支払実績についての報告

【14ページ参照】

#### (5) 県協議会に中間報告書を提出〔令和5年12月末まで〕

参加農業者が化学肥料低減のために、どのように「取組メニュー」に取り組んだか、取組前と比較してどの程度の実施状況か等を記載して提出してください。

※書き方の詳細については、追って提示予定です。

【14ページ参照】

取組メニューの内容についての報告

#### (6) 農業者から提出される「化学肥料低減実施報告書」のとりまとめ

〔令和6年中(県協議会が定める日まで)〕

参加農業者が取り組んだメニューや必要事項が「化学肥料低減実施報告書」に記入されているか確認し、取り組んだことがわかる書類等を農業者ごとにとりまとめてください。

※書き方の詳細については、追って提示予定です。

【14ページ参照】

取組メニューの内容についての報告

#### (7) 県協議会に事業取組実施状況報告書を提出

〔令和6年中(県協議会が定める日まで)〕

令和6年夏以降、参加農業者が提出した「化学肥料低減実施報告書」をもとに、取組メニュー実施状況について報告書を提出していただきます。

※書き方の詳細については、追って提示予定です。

【14ページ参照】

取組メニューの内容についての報告

#### (8) 県協議会による現地確認へのご協力〔令和6年中(県協議会から別途通知)〕

県協議会は、取組実施者の5%程度を抽出し、現地確認の調査を行います。参加農業者の取組内容を証明できる書類等を整備し、保管しておいてください。

なお、現地確認を行う取組実施者には別途、県協議会から通知します。

【14ページ参照】

## 4. 申請書類について

### (1) 農業者から提出される「化学肥料低減実施計画書」等の確認・とりまとめ

#### ■ 農業者から取組実施者への提出書類

番号は、P8 提出書類の番号及びP12 申請書類の綴り方の番号とリンクしています

##### 〔必須〕

- 7□ 化学肥料低減計画書（参考様式第2号）
- 9□ 注文書
- 10□ 請求書または領収書

##### 〔必要に応じて提出する書類〕

- 12□ 肥料確認一覧表（※農業者個人用）

☞他の肥料販売店から購入した肥料を合わせて申請する場合は、農業者個人で肥料法に基づく肥料の確認が必要。

#### <各提出書類の留意点>

##### 7□ 化学肥料低減計画書（参考様式第2号）

※必須

☞様式集P44～47

- 「令和4年度又は令和5年度を取組」に2つ以上○（◎を含む）が必要です。
- 既に実施している取組については、拡大・強化することで対象となります（◎を記入）。
- 「作付概要」には、化学肥料の使用量低減に取り組む主要作物について作物名を記入し、それ以外の作付面積は「その他」にまとめて記入してください。
- 取組メニュー「ソ 地域特認技術の利用」は、大分県は設定していないので選択しないでください。
- 計画した内容は、R4年度～R5年度で必ず取り組む必要があるため、取り組んだことがわかる証拠書類を残しておくよう指導をお願いします。

※その他、計画書の記入に当たっての主な留意事項は記入例に示していますので、ご確認ください。

化学肥料低減の取組は、今後、中間報告や実施状況報告として確認を行い、**未実施または取組が不十分と判断されれば、支援金の返還を求められる可能性があります。**そのため、**取組メニューは必ず農業者の意思で選択し、自分がどのメニューに取り組むのか認識を持っていただくようお願いします。**併せて、計画書の作成助言や受理などの機会に、参加農業者の取組への意識付けをお願いします。

##### 9.10□ 注文書、請求書又は領収書

※必須

- 注文日もしくは購入日・肥料の名称・単価・数量・税込金額・購入者・販売者の記載が必要。
- JAや肥料販売店で「販売証明書」を発行する場合は、上記内容が確認できれば注文書、請求書又は領収書の提出は不要。
- ホームセンターや肥料販売店で当用買いの場合は、レシートでも申請可能だが、どの商品が対象の肥料であるか分かるように、農業者自身にマーカー等で印を付けてもらうこと。

##### 12□ 肥料確認一覧表（※農業者個人用）

☞様式集P51～52

- 自社の取扱う肥料以外について申請を受け付ける場合や任意の農業者グループ自身が取組実施者となる場合は、必ず商品（肥料袋等）の表示等で、肥料法に基づく肥料であることを確実に確認の上、参加農業者自身が作成してください。

## 4. 申請書類について

(2) 県協議会に「取組計画書の承認申請書」を提出〔令和5年8月31日まで〕

### ■取組実施者から県協議会への提出書類

〔必須〕

提出書類	様式番号
1 チェックリスト	
2 取組計画書の承認申請書	参考様式第1-1号
3 肥料価格高騰対策事業取組計画書	参考様式第1-1号の別添
4 参加農業者名簿	参考様式第1-2号
7 化学肥料低減計画書	参考様式2号
9 所要額の算出基礎となる証拠書類（注文書）	参加農業者ごとに とりまとめ
10 所要額の算出基礎となる証拠書類（請求書または領収書）	
11 肥料確認一覧表（取組実施者用）	県様式第1-1号
13 振込口座情報	業務方法書様式第3号
14 通帳のコピー（表紙と表紙の裏面）	

〔必要に応じて提出する書類〕

提出書類	提出が必要となるケース	様式番号
5 構成員及び従業員届出書	農業法人が単独で申請する場合	参考様式第1-3号
6 規約	農業者団体の場合	任意様式 ※農水省HPにひな形あり
8 同一化学肥料低減計画書確認項目一覧	団体に共通の取組メニューを実施する場合	参考様式第2-1号
12 肥料確認一覧表（農業者個人用）	参加農業者が、申請する取組実施者以外の販売店等からの購入分をあわせて申請を依頼する場合（例：ホームセンターから購入分等）	県様式第1-2号



## 4. 申請書類について

### <各提出書類の留意点>

番号は、P8 提出書類の番号及びP12 申請書類の綴り方の番号とリンクしています

#### 1□ チェックリスト **※必須** 様式集P29

- 参加農業者が販売農家であることを書類（直近の販売伝票や認定新規就農者認定証等）で確認の上、チェックしてください。ただし、確認書類の県協議会への提出は不要です。
- 申請するすべての肥料が肥料法に基づく肥料であるかどうか「肥料確認一覧表」（県様式第1-1号、1-2号）を作成の上、確認できている場合のみチェックしてください。
- とりまとめる参加農業者の中に、県や市町村等から肥料費に対する支援を受けている、または受けようとしている方の確認をした上でチェックしてください。  
※チェックリストに記載している支援事業は追加、変更となる可能性がありますので適宜ホームページに掲載している様式をご確認ください。

#### 2□ 取組計画書の承認申請書（参考様式第1-1号） **※必須** 様式集P30~31

- 組織として文書番号がない場合は、右上の文書番号欄は空欄で良いです。
- 押印は不要です。

#### 3□ 肥料価格高騰対策事業取組計画書（参考様式第1-1号の別添） **※必須** 様式集P32~33

- 貴社の情報や参加農業者数等をまとめた取組計画書を作成してください。
- 秋肥分と春肥分の両方の支援金を申請する場合、個別に1枚ずつ作成してください。

#### 4□ 参加農業者名簿（参考様式第1-2号） **※必須** 様式集P34~37

- 支援予定額は「当年の肥料費」を入力すると自動計算されます（Excelファイル）。手計算による間違い等を防ぐため、可能な限りExcelファイルを活用してください。
- Excelファイルを使わずに支援予定額を計算する場合は、算定式の途中では端数調整を行わず、各参加農業者の支援金の額の算定段階で小数点以下を切り捨てて円単位で端数調整を行ってください。
- 「氏名又は法人(組織)名・代表者名」は、「化学肥料低減計画書」（参考様式第2号）に記載の「法人名、代表者名・氏名」と一致させてください。

#### 7□ 化学肥料低減計画書（参考様式第2号） **P7記載のとおり**

参加農業者ごとに  
とりまとめ

#### 9.10□ 注文書、請求書又は領収書 **P7記載のとおり**

#### 11□ 肥料確認一覧表（※取組実施者用） **※必須** 様式集P50,52

- 自社の取り扱う肥料について、肥料法に基づく肥料であることの確認を行ってください。
- 万が一、対象外の商品が含まれていると、支援金の減額や取り消しになるなど、取組実施者としても責任を問われる場合があります。確認が不十分等で対象となるか不明な場合は、除外するか、肥料の保証票等の表示部分の写真を撮影の上、県協議会までお問い合わせください。
- 肥料は、肥料袋に各種保証票等が印字されていることにより確認してください。（次ページ参照）  
また、次のURLから肥料の検索が可能です。※ただし、登録肥料のみが表示されます。

<https://fertilizer-search.maff.go.jp/FertilizerRegistrationSearch>（肥料登録銘柄検索システム）

## 4. 申請書類について

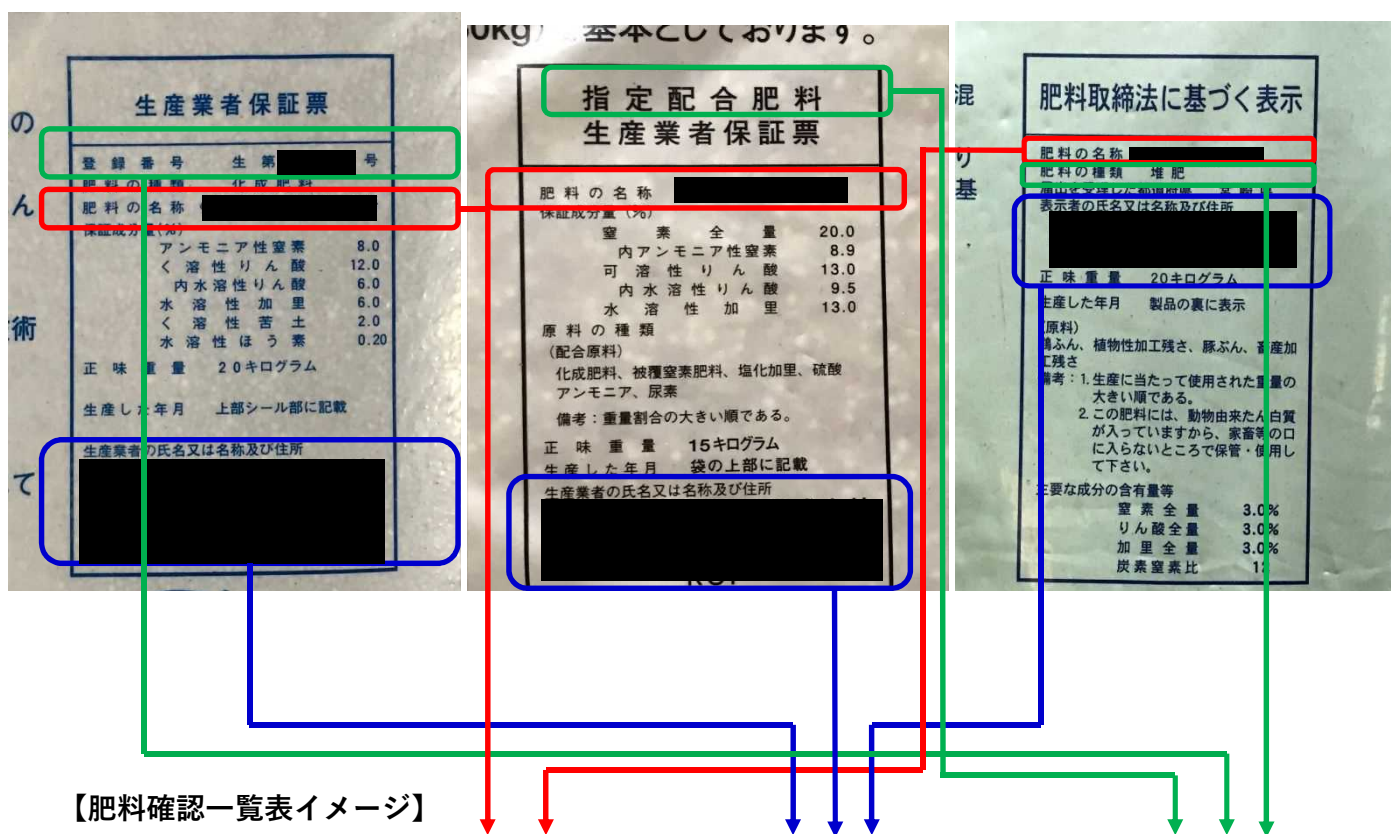
### 【参考】肥料の種類に応じた確認方法

肥料の種類		肥料法上の手続き	登録番号	確認方法
普通肥料		登録	あり	肥料登録銘柄検索システムで確認可能 (※ただし、肥料袋に印字している正式名称(登録名)で検索しないと出てこない)
指定混合肥料	指定配合肥料	届出	なし	肥料袋に印字している表示により確認 (もしくは、生産業者や表示者に直接確認)
	指定化成肥料			
	特殊肥料入り指定混合肥料			
	土壌改良材入り指定混合肥料			
特殊肥料		届出	なし	肥料袋に印字している表示により確認 (もしくは、生産業者や表示者に直接確認)

(表示例1)

(表示例2)

(表示例3)



【肥料確認一覧表イメージ】

支援金の申請に計上する肥料に関する肥料法上の登録・届出の確認				
肥料名称 (請求書等の掲載名)	肥料名称 (正式名称)	メーカー	登録・届出先 (袋に記載していない場合は生産業者の所在地を記載)	番号 (番号がない場合は肥料の種類等を記載)

↑ 請求書に記載している商品名(略称)等をそのまま記入。

↑ 登録・届出先は表示されていれば記入。なければ、生産業者の所在地を記入。



肥料袋の表示部分に「地力増進法に基づく表示」のみの記載があるものは土壌改良資材のため対象外です。

## 4. 申請書類について

### 13□ 振込口座情報 ※必須 様式集P54～55

- 貴社が県協議会から支援金を受け取る口座を記入します。口座は必ず**取組実施者名義の口座**としてください。
- 取組実施者名義であれば**既存の口座**で良いです。専用口座の開設は不要です。もしも専用口座を開設する場合は**利子が見つからない設定**をお願いします。

### 14□ 通帳のコピー ※必須

- 口座情報の確認のため、提出をお願いします。（表紙と表紙の裏のページ）

#### 〔必要に応じて提出する書類〕

### 5□ 構成員及び従業員届出書 様式集P38～39

- 国Q&A3-5に記載の農業法人が単独で取組実施者となる場合は、本届出書にて参加農業者5人以上の要件を満たすことを証明してください。
- 別途、団体構成員名簿等を整備している場合は、本届出書の提出に代えることができます。
- パートやアルバイト等については、繁忙期等の臨時的な従事ではなく、恒常的に従事しているかどうかで判断してください。判断に迷う場合は県協議会にご相談ください。

### 6□ 規約 様式集P40～43

- 本支援金受給のために任意の農業者団体を作成する場合は、組織の規約を整備する必要があります。農林水産省のホームページにひな形が掲載されていますので、参考にしてください。  
[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_hiryo/220729.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/220729.html)

### 8□ 同一化学肥料低減計画書確認項目一覧 様式集P48～49

- 団体を構成する全ての参加農業者が同一の取組メニューに取り組むことを認識した上で、必ず自署により氏名を記入してください。

### 12□ 肥料確認一覧表 ※農業者個人用 様式集P51～52

- 作成方法は取組実施者用と同様です。P8,9を参考に参加農業者自身が作成してください。
- 農業者から肥料法に基づく肥料か否かの問い合わせや注文書、請求書等の再発行依頼があった場合、貴社が取組実施者となっているか否かに関わらず、対応にご協力をお願いします。

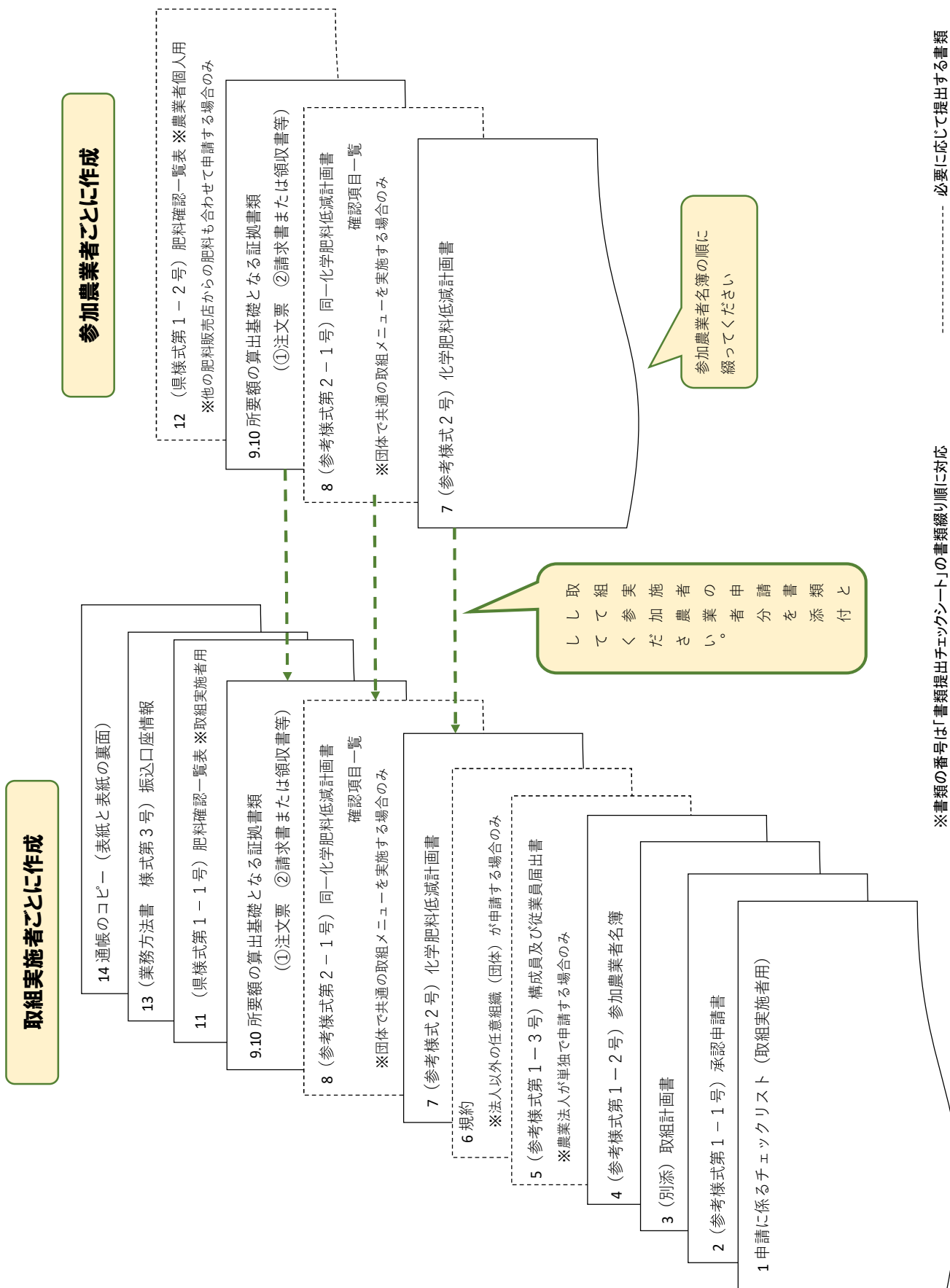
お願いします

#### 【提出書類の確認をお願いします！】

- ・ **書類提出チェックシート** (様式集P28)に基づき、提出書類に不足がないか確認の上、県協議会に提出してください。（書類提出チェックシートは県協議会に提出する必要はありません。各自の確認にご活用ください。）
- ・ 記入漏れはないか、参加農業者氏名の誤字がないか。
- ・ 他社分もまとめて受け付けた場合は、対象肥料が確実に肥料法に基づく肥料であることを農業者自身が確認しているか。 等

## 4. 申請書類について

### ＜申請書類の綴り方＞



## 5. 支援金の支払いについて

### (3) 県協議会から振り込まれた支援金の農業者への分配 [速やかに]

- 支援金額及び支払日が確定したら、県協議会が「事業採択決定通知書」、「支援額内訳」、「留意事項」を取組実施者あて通知します。（下部イメージ図参照）
- 県協議会より取組実施者の皆様に支援金をお支払いした後は、**参加農業者に対し速やかに支援金を分配してください。**
- **振込手数料等に対する国の補助金等はありません**ので、費用が発生する場合の負担については、予め参加農業者と同意を得るようにしてください。
- 取組実施者の判断で、振込手数料を支援金から差し引くことも可能ですが、前記のとおり同意を得るようにしてください。
- 肥料費と農作物仕入等で相殺処理を慣習的に行っている場合は、支援金としての内訳がわかるよう明細を整備しておいてください。なお、県協議会からの支援金は参加農業者に速やかに支払われる必要があるため、相殺処理までに時間を要する場合は、支援金交付後、参加農業者に対する支援金の分配を早急に実施してください。
- 参加農業者への分配が完了したら、**県協議会の指定する日までに取組実績報告書を提出**してください（様式集P56～61参照）。
- 支援金支払い後に重複申請や他の自治体等からの補助金を受給していること、対象外の肥料が含まれていたこと等が判明した場合は、**参加農業者からの返還金額を取組実施者を通じて県協議会に返還していただくこととなります**。その場合の振込手数料に対する国の補助金等はありませんので、ご留意ください。

<イメージ図（「事業採択決定通知書」「支援額内訳」「留意事項」）>

参考様式第3号

大分県第●●●号  
令和5年●●月●●日

株式会社●●●  
代表取締役 ●●● ●●● 殿

所在地 大分県大分市古国府六丁目4番1号  
事業実施主体名 大分県肥料コスト低減推進協議会  
代表者氏名 会長 齋藤 要一

令和5年度肥料価格高騰対策事業採択通知書

令和5年●●月●●日付で申請のあった肥料価格高騰対策事業取組計画書については、内容審査の結果、適当と認められるので、肥料価格高騰対策事業実施要綱（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第9の4の（2）の規定に基づき通知する。

【別紙】

取組実施者名 株式会社●●●

肥料価格高騰対策事業 参加農業者ごとの支援額内訳

No.	参加農業者		支援額（円）		
	氏名 又は 法人・組織名	フリガナ	専用肥料（令和4年11月～令和5年5月購入分）		
			当年の肥料費	申請支援額	決定支援額
1	●●● ●●●	○○ ○○	2,976,924	300,000	300,000
2	●●● ●●●	○○ ○○	1,384,616	200,000	200,000
3	●●● ●●●	○○ ○○	692,310	100,000	100,000
4	●●● ●●●	○○ ○○	1,038,464	100,000	100,000
5	●●● ●●●	○○ ○○	1,739,774	250,000	250,000
集計	—	—	6,923,088	1,000,000	1,000,000

〔注〕 「決定支援額」は、重複申請や他の自治体等からの補助金を受けている場合の調整額等について、協議会で確認した結果を踏まえた支援額。

**令和5年度肥料価格高騰対策事業採択決定（春肥）に当たっての留意事項等について ※必ずお読みください※**

- 支援金振込予定日は**令和6年●●月●●日**です。事前に提出のあった振込口座あてに振込みます。口座情報に誤りがあった場合は、振込予定日に支払できない可能性があります。
- 大分県肥料コスト低減推進協議会（以下、県協議会）から取組実施者あて支援金が支払われたら、速やかに参加農業者あてに**口座振込み**にて支援金の支払いを行ってください。※取組実施者から参加農業者への振込手数料は出ませんので、負担については参加農業者とよく協議してください。※参加農業者への支払いの際には、農業者と連絡名義人の合意を基として振込みを行い、支払ったことが確認できるよう整備しておいてください。不明な点がありましたら県協議会にお問い合わせください。
- 令和6年●●月●●日**（●）までに実績報告書（以下、「実績報告書提出書」）を県協議会あて提出してください。

【実績報告書提出書】

1	令和5年度肥料価格高騰対策事業取組 実績報告書	参考様式第4号
2	肥料価格高騰対策事業取組実績報告書	参考様式第1-1号の別添
3	肥料価格高騰対策事業参加農業者名簿	参考様式第1-2号
4	化学肥料低減計画書	（参考様式第2号（大分県協議会版））
5	注文書等支払いの根拠となる資料	（注文書、領収書または請求書、肥料の種類がわかる資料等）

※4、5は申請時から変更があった場合のみ提出が必要です。※事業終了後、県協議会が取組実施者の5%程度を抽出し、化学肥料低減の取組が適切に行われ、正しく報告されているか参加農業者の現地確認を実施予定のため、参加農業者の各取組について証跡書類を5年間保管するよう指導してください。なお、取組メニューごとの確認書類は県協議会のホームページに掲載していますので、ご確認ください。（[https://www.ja-otachuuokai.or.jp/group/pd3-5\\_20221117.pdf](https://www.ja-otachuuokai.or.jp/group/pd3-5_20221117.pdf)）※実績報告に関する各様式は、県協議会のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

- 他の取組実施者からの重複申請や自治体等からの補助金を受給していることが判明した場合は、**取組実施者を通じて支援金を返還していただくこととなります**。
- 今後、取組の中間報告（令和5年12月頃）及び取組実施状況報告書（令和6年10月頃）を提出していただきます。様式や具体的な書き方等の詳細については農林水産省に確認の上、送って資料をお示しします。

## 6. 報告書類について

### (4) 県協議会に取組実績報告書を提出〔令和5年中(県協議会が定める日まで)〕

#### ■取組実施者から県協議会への提出書類

提出書類	様式
① 令和5年度肥料価格高騰対策事業取組実績報告書	参考様式第4号
② 肥料価格高騰対策事業取組実績報告書	参考様式第1-1号の別紙
③ 肥料価格高騰対策事業参加農業者名簿	参考様式第1-2号
(④ 化学肥料低減計画書)	(参考様式第2号(大分県協議会版))
(⑤ 注文票等の支払いの根拠となる資料)	(注文票、請求書または領収書、肥料の種類がわかる資料等)

※④、⑤は申請時から変更があった場合のみ提出が必要です。

### (5) 県協議会に中間報告書を提出〔令和5年12月末まで〕

- 令和5年中(11~12月頃予定)に、本事業の目標年度(令和6年度)に向けた中間報告として、参加農業者が選択した「取組メニュー」の実施状況について報告いただくものです。
- 参加農業者が化学肥料の使用量低減のために取り組んだ「取組メニュー」の実施状況や、取組前と比べてどの程度取組が進んだか等についてとりまとめ、県協議会へ報告書を提出してください。
- 国実施要領第13を根拠に提出が必要(P62参照)  
※様式や書き方の詳細については国に確認し、追って資料をお示しします。

(5)中間報告書提出にあたって、参加農業者の実施報告書の様式を用いて実施状況を確認していただく可能性もあります。

### (6) 農業者から提出される「化学肥料低減実施報告書」のとりまとめ

〔令和6年中(県協議会が定める日まで)〕

### (7) 県協議会に事業取組実施状況報告書を提出

〔令和6年中(県協議会が定める日まで)〕

セット

- 令和4~5年度の実績について、参加農業者から化学肥料低減実施報告書を徴収し、同時に取組の実績を確認します。それらを取りまとめ、令和6年中に取組実施者が実施状況報告書及び参加農業者名簿を添付の上、県協議会に提出します。
- 国実施要領第12の(2)を根拠に提出が必要(P63~67参照)  
※様式や書き方の詳細については国に確認し、追って資料をお示しします。

### (8) 県協議会による現地確認へのご協力〔令和6年中(県協議会から別途通知)〕

- 国の事業実施要領等に基づき、県協議会が「実施状況報告書」の内容、実施状況について現地にて検査を行いますので、調査対象となる参加農業者との日程調整等ご協力をお願いします。  
(※抽出検査)
- なお、国による会計検査の対象にもなりますので、取組実施者としての説明責任のほか、関係書類の保存(令和10年度末まで:支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間)、参加農業者との調整も必要となりますので、ご理解をお願いします。

## 7. 留意事項（特に気をつけること） **注意**

- 書類は返却しないため、取組実施者でコピーをとる等して保管しておくこと。また、県協議会での審査の過程で申請書類の修正を依頼することがありますが、必ず**最終形を保管しておくよう**にしてください。
- 原則、納品書だけの受付は不可です。納品書は納品日を裏付ける書類であり、注文日や支払義務が生じていることを示す書類ではないからです。  
※納品書のみ提出されていた場合に、購入店に確認したところ、**納品書記載の金額と実際の請求金額に乖離がある事例**がありました。支援金支払後に判明した場合は、取組実施者を通じて返金対応してもらうこととなりますので、**申請時点で納品書のみを受け付けはせず、注文書と請求書が揃っていることを確認した上で申請**してください。（※納品書兼請求書の場合は、請求書として受付可能）
- 参加農業者が注文書や請求書を紛失した場合、貴社に再発行を依頼することがありますのでご対応をお願いします。
- **ポイントや商品券で購入した場合は対象外**となります。「当年の肥料費」から控除して申請してください。
- 本事業の対象肥料は、肥料法（肥料の品質の確保等に関する法律）に基づく肥料です。肥料が登録または届出られていることはもとより、肥料販売店が肥料法上の手続きを行っていることも必要です。貴社が事業場の所在地を所管する都道府県に、**肥料法上の「肥料販売業務開始届出書」**を提出しているか、ご確認をお願いします。
- 取りまとめる参加農業者の中に、JAグループの奨励金や他の市町村等からの補助金対象者がいる場合は、本支援金との調整を行うことがありますので、支援金支払時期が予定より遅れることがあります。
- 事業を実施していく中で、内容に変更が生じる場合は、お早めにご相談ください。  
（例）・ 参加農業者の一部が取り組みを続けられなくなった。  
・ 事業内容の大幅な変更が必要となった。 等
- **取組実施内容を証明できる書類等（P24～25）は、事業が終わった後も5年間（令和10年度末まで）の保管が義務づけられています。**一連の書類を綴じ込み、期間内の保管をお願いします。また、参加農業者に対しては、同様に領収書等の保管をしておくよう指導をお願いします。

## 8. 取組実施者になるには

本手引き1～7の内容をご確認の上、取組実施者となることを希望する場合は、**大分県肥料コスト低減推進協議会**あてメールを送信してください。

＜送信先＞

✉大分県肥料コスト低減推進協議会メールアドレス✉  
hiryokoto@chuuoukai.jaoita.net

- ※メール送信の際には、**題名を「取組実施者希望」として**ください。
- ※**メール本文には、「社名、住所、電話番号、担当者名」**を入力してください。
- ※令和4年度秋肥の申請時に取組実施者となっていた場合は、改めでの送信は不要です。

## 9. 事業に関する資材や様式について

○肥料価格高騰対策事業の概要や解説動画（農林水産省HP）  
[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_hiryo/220729.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/220729.html)

農林水産省 肥料価格高騰

検索

○県協議会の様式等（大分県肥料コスト低減推進協議会HP）  
<https://www.ja-oitachuuoukai.or.jp/group/cost.php>

JA大分中央会

検索

様式はコチラから😊

①「JA大分中央会」で検索



②いちごの絵に矢印をもっていくと表示されます





**【取組実施者向け】**

## **肥料価格高騰対策事業**

資料集

大分県肥料コスト低減推進協議会

**【令和5年4月14日現在】**



# 肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



## 支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(秋肥と春肥として使用する肥料)が対象です。

## 支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left[ \text{当年の肥料費} - \left( \text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率} \right) \right] \times 0.7$$

統計データを  
を基に決定  
**1.4**
〔 0.9 〕

「昨年秋肥」、「本年春肥」いずれも**1.4**

## 申請に必要なもの

次の2つをもとに申請してください。

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の注文日、購入価格がわかるもの(注文票など)

〔秋肥と春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。注文票のほか、肥料の購入価格のわかる領収書または請求書が必要です。〕

- 2 化学肥料低減に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと  
(次のページの化学肥料低減計画書で取組む内容を申告していただきます。)

次のページを参照



化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積(a)	低減取組作
その他		
計		* 低減取組を付けるこ

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組むものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)



1. 「前年度までの取組」には、実施してきた取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが「2つ以上」必要。そのうち1つ以上は、新しい取組(○)、又は、従来の取組の強化・拡大(◎)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計	○	○
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用(	大分県協議会で地域特認技術は現在ありません	

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)及び提出書類について以下のとおり、確約します。

- ・令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
- ・本計画書、実績報告書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関での共有を認めます。

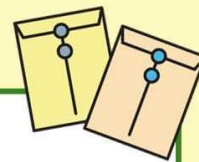
私は、この申請の他に、他の取組実施者からの申請が  ある  ない (どちらかに○)  
 ある場合 → 取組実施者名( )

※チェック欄にチェック、該当箇所に○や記入をした上で署名してください。

法人名  
 代表者名・氏名(自署) \_\_\_\_\_

(注) 当年の肥料費は、春用肥料について、令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。  
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

## 申請方法



取組実施者がまとめる**農業者グループ**で申請してください。申請先や申請期限は、県振興局・市町村、またはお近くの農協、肥料販売店、大分県肥料コスト低減推進協議会にお問い合わせください。

〔**5戸以上の農業者グループ**を農協や肥料販売店などの取組実施者がまとめて申請してください。**法人には1法人で申請できる特例要件もあります。**〕

## スケジュール

スケジュールは、概ね次のとおりです。

令和4年8月	事業説明会 県協議会組織(申請窓口)整備
令和4年10月～	取組実施者からの <b>申請</b> 受付(秋肥分)
令和4年12月～	取組実施農業者への支援金の <b>交付</b> (秋肥分)
令和5年5月1日～ 8月31日	取組実施農業者からの <b>申請</b> 受付 (春肥・秋肥追加分)
令和5年夏頃～	取組実施農業者への支援金の <b>交付</b> (春肥・秋肥追加分)

## Q&A

問 い

答 え

①

化学肥料が足りなくなるということを聞いたのですが。

- ・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により**当面必要な肥料原料は確保**されています。
- ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。

## 問 い

## 答 え

②

化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。

- ・ 化学肥料の2割低減に向けて、**取組メニューのうち2つ以上**行っていたら支援対象となります。
- ・ 選択した取組メニューについて、**抽出による実績確認**を行うなど適切にフォローしていきます。

③

既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

- ・ **既に取り組んでいるものもカウント**します。
- ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、**新たな取り組みを1つ以上**行ってください。

④

低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。

- ・ **令和5年度中に取り組んでいただければ結構**です。
- ・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、**期間内に取り組んでいただければ結構**です。

⑤

いつ頃までに申請すれば良いですか。また、いつ頃支援を受けられますか。

- ・ 基本的に**秋肥、春肥でそれぞれまとめて、別々に申請**してください。
- ・ **早めに申請**いただければ、**審査終了順にできるだけ早期に支払**うよう手続きを進めます。

⑥

領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。

- ・ **領収書が間に合わない場合は、請求書**を提出いただければ、支援金のお支払い手続きをすることができます。
- ・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。



農林水産省ホームページにおいて、本パンフレットの解説動画を掲載しております。是非ご覧ください！

肥料価格高騰対策事業



## 大分県肥料コスト低減推進協議会

〒870-8635 大分市古国府六丁目4番1号 JA全農大分県本部内  
電話：080-6009-7364 080-9820-2539 080-9327-8239  
Email：[hiryokoto@chuuoukai.jaoita.net](mailto:hiryokoto@chuuoukai.jaoita.net)

HP・申請様式はこちら



R050414

肥料価格高騰対策事業 支援金対象判定 (例) 「秋肥モデルケース」

- ※1 秋肥では、「令和4年6月から10月までに購入または購入することが確実な令和4年の秋用肥料として使用するもの」が当事業の支援対象となります。
- ※2 原則、令和4年6月～10月に注文したものであり、注文時期がわかるもの（注文票など）に加え、請求書または領収書が必要です。
- ※3 上記標準パターンその他、判断に迷うと想定されるケースを下記により例示します。

No.	想定するケース	Q&A 該当箇所	令和5年												判定理由				
			令和4年						春肥対象期間							判定			
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			5月	6月	
1	R4秋肥標準パターン ・対象期間内に予約、購入	1-2		予約注文	納品請求	支払領収	購入後 秋肥として使用											対象	
2	R4秋肥 ・対象期間内に予約	1-2、5-5、5-15	予約注文	納品請求	支払領収	購入後 秋肥として使用												対象外	・令和4年6月より前に注文した肥料のため (Q&A5-5、5-15)
3	R4秋肥 ・予約なし当用買い ・対象期間内に購入	5-5(2)		購入請求	支払領収	購入後 秋肥として使用												対象	・予約なしの場合、購入時期がわかる請求書・領収書で判断するため ※ただし、次年度の同期に使用する肥料代は支援金の対象外
4	R4秋肥 ・予約なし当用買い ・対象期間内に購入	5-15	購入請求	支払領収	購入後 秋肥として使用													対象外	・対象期間より前に請求書や領収書を受領した肥料代は対象にならない (Q&A5-15)
5	R4秋肥 ・秋肥期間に予約 ・春肥期間に購入	1-2、5-5									予約注文	納品請求 支払領収	購入後 秋肥として使用					対象	・令和4年6月～10月予約分については、R4秋肥として申請することとなる。 ・予約注文しており、春肥としては期間対象前に注文したこととなるため、R5春肥としては対象外。

※上記以外のケースで判断に迷う場合は、県協議会事務局までお問い合わせ下さい。【TEL:080-6009-7364、080-9820-2539】

肥料価格高騰対策事業 支援金対象判定 (例) 「春肥モデルケース」

※1 春肥では、「令和4年11月から令和5年5月までに購入または購入することが確実な令和5年の春用肥料として使用するもの」が当事業の支援対象となります。

※2 原則、令和4年11月～令和5年5月に注文したものであり、注文時期がわかるもの（注文票など）に加え、請求書または領収書が必要です。

※3 上記標準パターンその他、判断に迷うと想定されるケースを下記により例示します。

No.	想定するケース	Q&A 該当箇所	令和5年												判定理由			
			令和4年						令和5年							判定		
			秋肥対象期間						春肥対象期間									
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月					
1	R5春肥標準パターン ・対象期間内に予約、購入	1-2											予約注文	納品請求	支払 領収	⇒購入後 春肥として使用	対象	
2	R5春肥 ・対象期間前に予約	1-2、5-5、 5-15								予約 注文	納品 請求	支払 領収				⇒購入後 春肥として使用	対象外	・春肥対象期間の令和5年11月より前に注文した肥料のため
3	R5春肥 ・予約なし当用買い ・対象期間内に購入	5-5(2)												購入 請求	支払 領収	⇒購入後 春肥として使用	対象	・予約なしの場合、購入時期がわかる請求書・領収書で判断するため ※ただし、次年度の同期に使用する肥料代は支援金の対象外
4	R5春肥 ・予約なし当用買い ・対象期間前に購入	5-15								購入 請求	支払 領収					⇒購入後 春肥として使用	対象外	・対象期間より前に請求書や領収書を受領した肥料代は対象にならない
5	R5春肥 ・対象期間内に予約 ・対象期間後に購入	5-16														予約 注文 納品 請求 支払 領収 ⇒購入後 春肥として使用	対象 ※条件付き	・対象期間に予約注文、対象期間後に使用する肥料代は、前年度の同期に使用する肥料代金を支援金の対象にしない場合（R4春肥をR4秋肥として申請していない場合）に限り対象とすることが出来る

※上記以外のケースで判断に迷う場合は、県協議会事務局までお問い合わせ下さい。【TEL:080-6009-7364、080-9820-2539】

## 化学肥料低減計画書の取組メニュー毎の確認書類

大分県肥料コスト低減推進協議会

取組メニュー	事例	実績確認に必要な証拠書類
ア 土壌診断による施肥設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全農、民間業者の土壌診断</li> <li>・市販の簡易診断キット</li> <li>・県振興局の簡易診断</li> <li>・養液、廃液の成分分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌診断結果</li> <li>・土壌診断結果に基づく処方箋・施肥設計書</li> </ul>
イ 生育診断による施肥設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生育状況の計測</li> <li>・葉色版等カラーチャートによる計測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生育診断結果(計測結果やチャート比較の写真)</li> <li>・生育診断結果に基づく処方箋・施肥設計書</li> </ul>
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会等で低減を目的とした施肥設計を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来型及び低投入型の施肥設計書(栽培暦等)</li> </ul>
エ 堆肥の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥の散布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥の購入記録(領収書等)</li> <li>(・自給の場合は堆肥の写真)</li> </ul>
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥肥料の散布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥肥料の購入記録(領収書等)</li> </ul>
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料として購入し散布</li> <li>・食品残渣などはすき込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入記録(領収書等)</li> <li>(自給の場合は食品残渣の写真)</li> </ul>
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機質肥料の散布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機質肥料の購入記録(領収書等)</li> </ul>
ク 緑肥作物の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑肥作物の栽培、すき込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑肥種子の購入記録(領収書等)</li> </ul>
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の品種より施肥量が少ない品種の栽培</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当商品のパンフレット等(施肥量が少ない根拠)</li> <li>・該当品種の購入記録(領収書等)</li> </ul>
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低成分型肥料(L型肥料、Nに対してPK成分が低い)の使用</li> <li>・地域の栽培暦等で広く使用されている肥料と比較して低成分のものへの転換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低成分肥料の購入記録(領収書等)</li> </ul>



サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等を含む)	・ドローンによるリモートセンシングデータから可変施肥設計 ・可変調整できる田植機	・可変施肥機の写真や購入記録(領収書等)、レンタル費の領収書等のいずれか ・ドローンの場合は、リモートセンシングデータ
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用	・局所施肥機械の利用 ・高設栽培の灌注施肥	・局所施肥に使用する機械類の写真や購入記録(領収書等)、レンタル費の領収書等のいずれか
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		・育苗中の写真 ・肥料の購入記録(領収書等)
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し (ア～スに係るものを除く。)		・肥料購入記録(領収書等) ・施肥量減少や肥料銘柄の変更がわかる資料
ソ 地域特認技術		

<注意事項>

・肥料低減計画書に◎(これまでの取り組みの拡大・強化)の場合は、拡大・強化した事がわかる資料(これまで、今回の比較ができる資料)をご準備ください。

・購入記録(領収書等)で名称が記載されない等でエ、オ、カ等が判断がつかない場合は、肥料の写真(表、裏で表示が読み取れるもの)をご準備ください。



【取組実施者向け】

## 肥料価格高騰対策事業

様式集

(記載例等)

大分県肥料コスト低減推進協議会

【令和5年4月14日現在】

取組実施者名				農業者数	
書類 綴り 順	添付書類	様式	確認事項	チェック	
1	肥料価格高騰対策事業 申請に係るチェックリ スト(取組実施者用)	チェックリスト	チェック欄すべてにチェックが入っているか		
2	取組計画書の承認申請 書	参考様式第1-1号	取組実施者の住所・名称・代表者名が記入されて いるか		
3	肥料価格高騰対策事業 取組計画書	参考様式第1-1号別添	別添の参加農業者数、所要額が参考様式第1-2号 と整合がとれているか		
4	参加農業者名簿	参考様式第1-2号	別添の参加農業者数、所要額が参考様式第1-2号 と整合がとれているか		
5	構成員及び従業員届出 書 ※農業法人が単独で申 請する場合のみ	参考様式第1-3号	構成員及び従業員が5名以上いるか		
6	組織の規約 ※農業者からなる組織 (法人以外)の場合の み	※国提示の規約に準じ る	代表者の定めがあり、5戸以上の農業者が構成員 となっているか		
農 家 が 提 出 す る 書 類	7 化学肥料低減計画書	参考様式第2号	2つ以上に〇が付いているか(既に取組がある場 合は、1つ以上の新しい取組又は従来の取組の強 化・拡大(◎で記入)となっているか)		
			署名がされているか ※原本の提出が必要		
			取組内容の適正性 ※低減取組作物に対する取組内容が適正か。		
8	同一化学肥料低減計画 書確認項目一覧 ※団体で共通の取組を 実施する場合のみ	参考様式第2-1号	署名がされているか ※原本の提出が必要		
9	注文票(価格がわかる もの)	任意様式	対象期間に適用された価格で購入した肥料である か 秋肥:令和4年 6月から令和4年10月まで 春肥:令和4年11月から令和5年 5月まで		
10	請求書又は領収書	任意様式	注文日(または納品日)、請求者、被請求者、肥 料の種類、数量、購入金額が記載されていること		
11	肥料確認一覧表 (取組実施者用)	県様式第1-1号	肥料の名称やメーカー、番号等が記載されている か		
農 家 が 提 出 す る 書 類	12	肥料確認一覧表 (農業者個人用) ※他の肥料販売店から の肥料も合わせて申請 する場合のみ	県様式第1-2号	肥料の名称やメーカー、番号等が記載されている か	
13	振込口座情報	業務方法書様式第3号	金融機関名、口座種類、口座番号、名義人等の情 報が記載されているか		
14	通帳のコピー		通帳の表紙と表紙の裏面が添付されているか		

# 肥料価格高騰対策事業申請に係るチェックリスト（取組実施者用）

次に掲げる事項について参加農業者に確認の上、肥料価格高騰対策事業の申請を行います。

令和 年 月 日

取組実施者（農業者グループ）名 \_\_\_\_\_

チェック☐

**参加農業者はすべて販売農業者である。**

○本事業に参加することのできる農業者は、農産物を販売し、農業経営を行う方または認定新規就農者である必要があります。

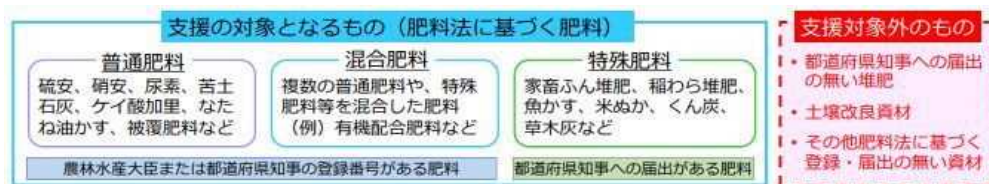
○取組実施者は、参加農業者の直近の農産物の販売伝票等を、認定新規就農者の場合は認定証の写しを確認する等販売農業者である旨の確認をしてください。

チェック☐

**申請する肥料は、すべて「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、登録または届出された肥料である。**

○注文伝票や領収書等に記載されている肥料は、すべて「肥料の品質の確保等に関する法律（肥料法）」に基づく肥料である必要があります。

○申請する肥料が肥料法に基づく肥料に該当するか不明な場合は、購入されたJAや肥料販売店におたずねください。



どちらかに  
チェック☐

**この支援金の他に、県や市町村等から肥料費に対する支援（補助金等）を受けている、または受けようとしている参加農業者はいない。**

**この支援金の他に、県や市町村等から肥料費に対する支援（補助金等）を受けている、または受けようとしている参加農業者がいる。**

○県や市町村等から肥料費に対する支援（補助金等）を受ける場合は、その支援内容に応じて支援額の調整が必要となる場合があります。該当者がいる場合は以下の一覧表に記入してください。

参加農業者名	自治体等の名称	補助事業名	補助金額（円）
(記入例) 大分 太郎	大分県	短期集中支援品目生産拡大推進事業（白ねぎ）	200,000

※取組実施者が把握できる範囲で記入してください。  
 ※協議会で把握している肥料費に対する支援（調整の可能性あり）を実施している、または実施予定の市町村等は以下のとおり。

- ・竹田市 耕畜連携推進対策・堆肥流通体制整備事業
- ・佐伯市 農業生産費資材高騰対策事業
- ・日田市 地域資源利活用推進事業
- ・大分県 耕畜連携堆肥活用推進事業  
短期集中支援品目生産拡大推進事業（白ねぎ）  
食品企業連携産地拡大推進事業
- ・国 産地生産基盤パワーアップ事業  
グリーンな栽培体系転換サポート事業  
農地耕作条件改善事業

番 号  
年 月 日

大分県肥料コスト低減推進協議会  
会 長 衛 藤 要 一 殿

所在地  
取組実施者名  
代表者氏名

令和○年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の（変更）承認申請書

令和○年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、対策事業取組計画書を作成（変更）したので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第9の2の（1）（第9の2の（3））に基づき、別添のとおり提出する。

（注）参考様式第1-2号（参加農業者名簿）、参考様式第2号（化学肥料低減計画書）、所要額の算出根拠となる証拠書類を添付すること。

# 記載例

取組実施者毎に発翰番号  
がある場合は番号を記載

株○発第1号  
令和5年○月○日

大分県肥料コスト低減推進協議会  
会長 衛藤要一 殿

押印不要

所在地 大分県○○市○○○-○  
取組実施者名 株式会社○○  
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

令和5年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の~~(変更)~~承認申請書

令和5年度

取消線で消して下さい

令和5年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、対策事業取組計画書を作成~~(変更)~~したので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第9の2の（1）~~(第9の2の(3))~~に基づき、別添のとおり提出する。

（注）参考様式第1-2号（参加農業者名簿）、参考様式第2号（化学肥料低減計画書）、所要額の算出根拠となる証拠書類を添付すること。

## 肥料価格高騰対策事業取組計画書（取組実績報告書）

秋用肥料分	春用肥料分	年間

(注) 該当するものに○を付けること

## 第1 取組実施者の概要

取組実施者名		
代表者の役職・氏名		
取組実施者の住所	〒	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

## 第2 参加農業者の概要

参考様式第1－2号のとおり。

参加農業者数（件）

## 第3 所要額

○,○○○円（秋用肥料分/春用肥料分/年間）

(注) 括弧内はいずれかを選択すること

## 第4 誓約・同意事項

取組実施者（参加農業者を含む）は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄
1 本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。	
2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。	
3 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ア 対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 イ 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合	
(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。	



取消線で消して下さい

肥料価格高騰対策事業取組計画書 ~~(取組実績報告書)~~

秋用肥料分	春用肥料分	年間
	○	

(注) 該当するものに○を付けること

## 第1 取組実施者の概要

取組実施者名	株式会社○○	
代表者の役職・氏名	代表取締役 ○○ ○○	
取組実施者の住所	〒870-XXXX 大分県○○市○○○-○	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	○○部 ○○課 ○○ ○○
	電話番号	097-XXXX-XXXX
	E-mail	●●●●●●@●●●●●●

## 第2 参加農業者の概要

参考様式第1-2号のとおり。

参加農業者数 (件)
5

参加農業者名簿 (参考様式1-2号) の『支援予定額』集計の金額を記載

## 第3 所要額

1,000,000円 (秋用肥料分/春用肥料分/年間)

(注) 括弧内はいずれかを選択すること

## 第4 誓約・同意事項

取組実施者 (参加農業者を含む) は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄	○
1 本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。		
2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。		
3 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ア 対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 イ 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合		

(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。

参考様式第1-2号

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

取組実施者名

No.	参加農業者		支援予定額 (円)	
	氏名 又は 法人(組織)名・代表者名	フリガナ	秋用肥料 (令和4年6月～令和4年10月購入分)	
			当年の肥料費	支援予定額
1				0
2				0
3				0
4				0
5				0
				0
				0
集計	-		0	0

(注)

- 「肥料価格高騰対策事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類（注文票等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。  
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
- 支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。  

$$\text{支援予定額} = \{ (\text{当年の肥料費}) - (\text{当年の肥料費}) \div (\text{高騰率:1.4}) \div 0.9 \} \times 0.7$$

ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、都道府県及び市町村から支援金（以下「地方自治体支援金」という。）が交付されている場合にあつては、この交付額から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。  
 なお、調整額が負の数の場合は、調整額は0とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。  

$$(\text{調整額}) = (\text{地方自治体支援金}) - \{ (\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}) \times 0.3 \}$$
- 「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。
- 適宜、行を追加すること。
- 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。
- 1法人で申請する場合には、参考様式1-3号を添付すること。

記載例（秋肥用）

取組実施者名を記載

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

取組実施者名 株式会社〇〇

No.	参加農業者		支援予定額（円）	
	氏名 又は 法人（組織）名・代表者名	フリガナ	秋用肥料（令和4年6月～令和4年10月購入分）	
			当年の肥料費	支援予定額
1	● ● ●	〇〇 〇〇	2,076,924	300,000
2	● ● ●	〇〇 〇〇	1,384,616	200,000
3	● ● ●	〇〇 〇〇	692,310	100,000
4	● ● ●	〇〇 〇〇	1,038,464	150,000
5	● ● ●	〇〇 〇〇	1,730,774	250,000
				0
				0
集計	-		6,923,088	1,000,000

※1 法人（組織）の場合は、法人（組織）名と代表者名を記載下さい。  
 ※2 「化学肥料低減計画書（参考様式第2号）」に記載の氏名、法人（組織）名・代表者名とあわせて下さい。

『当年の肥料費』欄のみ記入

『支援予定額』欄は予め計算式を入れているため入力不要

(注)

- 「肥料価格高騰対策事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類（注文票等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。  
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
- 支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。  

$$\text{支援予定額} = \{ (\text{当年の肥料費}) - (\text{当年の肥料費}) \div (\text{高騰率:1.4}) \div 0.9 \} \times 0.7$$
 ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、都道府県及び市町村から支援金（以下「地方自治体支援金」という。）が交付されている場合にあつては、この交付額から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。  
 なお、調整額が負の数の場合は、調整額は0とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。  

$$(\text{調整額}) = (\text{地方自治体支援金}) - \{ (\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}) \times 0.3 \}$$
- 「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。
- 適宜、行を追加すること。
- 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。
- 1法人で申請する場合には、参考様式1-3号を添付すること。

参考様式第1-2号

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

取組実施者名

No.	参加農業者		支援予定額 (円)	
	氏名 又は 法人(組織)名・代表者名	フリガナ	春用肥料(令和4年11月～令和5年5月購入分)	
			当年の肥料費	支援予定額
1				0
2				0
3				0
4				0
5				0
				0
				0
集計	—		0	0

(注)

- 「肥料価格高騰対策事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。  
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
- 支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。  

$$\text{支援予定額} = \{ (\text{当年の肥料費}) - (\text{当年の肥料費}) \div (\text{高騰率:1.4}) \div 0.9 \} \times 0.7$$

ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、都道府県及び市町村から支援金(以下「地方自治体支援金」という。)が交付されている場合にあつては、この交付額から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。  
 なお、調整額が負の数の場合は、調整額は0とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。  

$$(\text{調整額}) = (\text{地方自治体支援金}) - \{ (\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}) \times 0.3 \}$$
- 「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。
- 適宜、行を追加すること。
- 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。
- 1法人で申請する場合には、参考様式1-3号を添付すること。

取組実施者名を記載

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

取組実施者名 株式会社〇〇

No.	参加農業者		支援予定額（円）	
	氏名 又は 法人（組織）名・代表者名	フリガナ	春用肥料（令和4年11月～令和5年5月購入分）	
			当年の肥料費	支援予定額
1	● ● ●	〇〇 〇〇	2,076,924	300,000
2	● ● ●	〇〇 〇〇	1,384,616	200,000
3	● ● ●	〇〇 〇〇	692,310	100,000
4	● ● ●	〇〇 〇〇	1,038,464	150,000
5	● ● ●	〇〇 〇〇	1,730,774	250,000
				0
				0
集計	—		6,923,088	1,000,000

※1 法人（組織）の場合は、法人（組織）名と代表者名を記載下さい。  
 ※2 「化学肥料低減計画書（参考様式第2号）」に記載の氏名、法人（組織）名・代表者名とあわせて下さい。

『当年の肥料費』欄のみ記入

『支援予定額』欄は予め計算式を入れているため入力不要

(注)

- 「肥料価格高騰対策事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類（注文票等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。  
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
- 支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。  

$$\text{支援予定額} = \{ (\text{当年の肥料費}) - (\text{当年の肥料費}) \div (\text{高騰率:1.4}) \div 0.9 \} \times 0.7$$

ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、都道府県及び市町村から支援金（以下「地方自治体支援金」という。）が交付されている場合にあつては、この交付額から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。  
 なお、調整額が負の数の場合は、調整額は0とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。  

$$(\text{調整額}) = (\text{地方自治体支援金}) - \{ (\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}) \times 0.3 \}$$
- 「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。
- 適宜、行を追加すること。
- 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。
- 1法人で申請する場合には、参考様式1-3号を添付すること。

大分県肥料コスト低減推進協議会長殿

法人名  
代表者名

構成員及び従業員 届出書

肥料価格高騰対策事業の申請にあたり、下記のとおり農作業に従事する構成員及び従業員が5名以上いることを届け出ます。

記

氏 名	構成員・従業員の別
	構成員 ・ 従業員
	構成員 ・ 従業員
	構成員 ・ 従業員
	構成員 ・ 従業員
	構成員 ・ 従業員
	構成員 ・ 従業員
	構成員 ・ 従業員
	構成員 ・ 従業員
	構成員 ・ 従業員
	構成員 ・ 従業員

欄が不足する場合は適宜行を追加すること

大分県肥料コスト低減推進協議会長殿

法人名 農業法人○○  
 代表者名 代表 ○○○○

構成員及び従業員 届出書

肥料価格高騰対策事業の申請にあたり、下記のとおり農作業に従事する構成員及び従業員が5名以上いることを届け出ます。

記

氏 名	構成員・従業員の別
○○ ○○	構成員 ・ 従業員
○○ ○○	構成員 ・ 従業員
○○ ○○	構成員 ・ 従業員
○○ ○○	構成員 ・ 従業員
○○ ○○	構成員 ・ 従業員
	構成員 ・ 従業員
	構成員 ・ 従業員
	構成員 ・ 従業員
	構成員 ・ 従業員
	構成員 ・ 従業員

欄が不足する場合は適宜行を追加すること

△△△△△△□□ 規約（例）

〇〇年〇月〇日制定

第1章 総則

（名称）

第1条 この□□は、△△△△△△□□（以下「□□」という。）という。

（事務所）

第2条 □□は、主たる事務所を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に置く。

（目的）

第3条 □□は、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む第4条の構成員の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めることを目的とする。

第2章 構成員

（構成員）

第4条 □□の構成員は別紙のとおりとする。

第3章 役員等

（役員の数及び選任）

第5条 □□に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この□□を代表し、□□の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、□□の活動の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。



## 第4章 総会

### (総会の開催)

第6条 総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 代表が必要と認めるとき。
  - 二 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - 三 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 2 前項第二号の規定により請求があったときは、代表は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

### (総会の権能)

第7条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 肥料価格高騰対策事業取組計画書の作成又は変更に関すること。
- 二 肥料価格高騰対策事業取組実績報告書、肥料価格高騰対策事業取組中間報告書及び肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書の報告に関すること。
- 三 肥料価格高騰対策事業の支援金（以下「支援金」という。）の配分計画及び収支決算に関すること。
- 四 □□規約の制定及び改廃に関すること。
- 五 その他□□の運営に関する重要な事項。

### (総会の議決方法等)

第8条 総会は、構成員現在数の過半の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 総会においては、第6条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の決議に加わることはできない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配付するものとする。

## 第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第9条 □□は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 □□規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 肥料価格高騰対策事業に係る証拠書類
- 五 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第10条 □□は、前条各号に掲げる書類を支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第11条 □□の事業及び会計年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

(支援金の流用)

第12条 支援金は、第7条第3号の配分計画に基づいて代表が構成員に配分することとし、他に流用してはならない。(ただし、金融機関への振込の方法により支援金を配分する場合は、振込に要する手数料を支援金から差し引くことができる。)

(金銭の収納)

第13条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

- 2 金融機関への振込の方法により金銭を収納する場合は、当該振込を行った者から要求がない限り、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第14条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。

- 2 金融機関への振込の方法により金銭の支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(決算及び監査)

第15条 □□の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。ただし、金銭の収納又は支払のない事業年度においては、この限りではない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

附 則

この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。

## 化学肥料低減計画書

秋用肥料

### 作付概要

作物名	作付面積 (a)	低減取組作物*
その他		
計		

ふりがな \_\_\_\_\_  
 法人名 \_\_\_\_\_  
 代表者名・氏名 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

\* 低減取組作物に○を付けること

1. 「前年度までの取組」には、実施してきた取組メニューに「○」を付してください。  
 2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが「2つ以上」必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組(○)、又は、従来取組の強化・拡大(◎)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( <input type="text" value="大分県協議会で地域特認技術は現在ありません"/> )		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)及び提出書類について以下のとおり、確約します。

- ・令和4年秋肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
- ・本計画書、実績報告書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関での共有を認めます。

私は、この申請の他に、他の取組実施者からの申請が          ある ・ ない          (どちらかに○)  
 ある場合 → 取組実施者名(          )

※チェック欄にチェック、該当箇所にも○や記入をした上で署名してください。  
 法人名 \_\_\_\_\_  
 代表者名・氏名(自署) \_\_\_\_\_

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料について、令和4年6月～10月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。  
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

### 化学肥料低減計画書

**春用肥料**

作付概要

作物名	作付面積(a)	低減取組作物*
その他		
計		

\* 低減取組作物に○を付けること

ふりがな \_\_\_\_\_  
 法人名 \_\_\_\_\_  
 代表者名・氏名 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

1. 「前年度までの取組」には、実施してきた取組メニューに「○」を付してください。  
 2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが「2つ以上」が必要です。  
 そのうち1つ以上は、新しい取組(○)、又は、従来の取組の強化・拡大(◎)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用(	大分県協議会で地域特認技術は現在ありません	

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)及び提出書類について以下のとおり、確約します。  
 ・令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。  
 ・本計画書、実績報告書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関での共有を認めます。

私は、この申請の他に、他の取組実施者からの申請が \_\_\_\_\_ ある ・ ない (どちらかに○)  
 ある場合 → 取組実施者名( \_\_\_\_\_ )

※チェック欄にチェック、該当箇所には○や記入をした上で署名してください。  
 法人名 \_\_\_\_\_  
 代表者名・氏名(自署) \_\_\_\_\_

(注) 当年の肥料費は、春用肥料について、令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。  
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

### 化学肥料低減計画書

低減に取り組まない品目はまとめて

作付概要		
作物名	作付面積(a)	低減取組作物*
水稲	500	○
その他	150	
計	650	

低減に取り組む作物に○

全栽培面積1品目でも記入

\*低減取組作物に○を付けること

### 春用肥料

ふりがな おおいたけんきょうぎかい  
 法人名 株式会社 大分県協議会  
 代表者名・氏名 大分 太郎  
 住所 大分市古国府○丁目○号  
 電話番号 080-6009-7364

1. 「前年度までの取組」には、実施してきた取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが「2つ以上」が必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組(○)、又は、従来の取組の強化・拡大(◎)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		○
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用	○	◎
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )	大分県協議会で地域特認技術は現在ありません	

取組は2つあればOKです。多く取り組んだ場合、その全取組の実績の確認資料を求めます。

新しい取組は「○」

従来の取組の強化・拡大は「◎」

R5に新規2つ(○2つ)か、R5に新規1つ(○)、強化・拡大1つ(◎)。R5◎の項目は、前年度までの取組にも○がつく

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)及び提出書類について以下のとおり、確約します。

- 令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
- 本計画書、実績報告書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関での共有を認めます。

要チェック!

私は、この申請の他に、他の取組実施者からの申請が **ある** ・ ない (どちらかに○)  
 ある場合 → 取組実施者名( **JAOC** ○部営農経済センター )  
**株式会社大分県協議会**  
**大分 太郎**

※チェック欄にチェック、該当箇所記入をした上で署名してください

法人の場合は社名と代表者名を自署で記入 **法人名 代表者名・氏名(自署)**

もれがち 注意!

(注) 当年の肥料費は、春用肥料について、令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。  
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

## 【取組メニューの記入例】

### 前年度までの取組がない方

		前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア	土壌診断による施肥設計		○
イ	生育診断による施肥設計		
ウ	地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ	堆肥の利用		
オ	下水汚泥の利用		
カ	食品残渣など国内資源の利用		
キ	有機質肥料（指定混合等を含む）の利用		○
ク	緑肥作物の利用		
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用		
コ	低成分肥料（単肥配合を含む）の利用		
サ	可変施肥機の利用		
シ	局所施肥の利用		
ス	育苗箱（ポット苗）施肥の利用		
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～ス除く）		
ソ	地域特認技術の利用		

### 前年度までに1つ取組を行っており、新しく1つ取組を行う方

		前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア	土壌診断による施肥設計	○	○
イ	生育診断による施肥設計		
ウ	地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ	堆肥の利用		
オ	下水汚泥の利用		
カ	食品残渣など国内資源の利用		
キ	有機質肥料（指定混合等を含む）の利用		○
ク	緑肥作物の利用		
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用		
コ	低成分肥料（単肥配合を含む）の利用		
サ	可変施肥機の利用		
シ	局所施肥の利用		
ス	育苗箱（ポット苗）施肥の利用		
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～ス除く）		
ソ	地域特認技術の利用		

## 【取組メニューの記入例】

### 前年度までに2つ取組を行っており、そのうち1つの取組を強化（調査点数を拡大）する方

		前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア	土壌診断による施肥設計	○	◎
イ	生育診断による施肥設計		
ウ	地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ	堆肥の利用		
オ	下水汚泥の利用		
カ	食品残渣など国内資源の利用		
キ	有機質肥料（指定混合等を含む）の利用	○	○
ク	緑肥作物の利用		
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用		
コ	低成分肥料（単肥配合を含む）の利用		
サ	可変施肥機の利用		
シ	局所施肥の利用		
ス	育苗箱（ポット苗）施肥の利用		
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～ス除く）		
ソ	地域特認技術の利用		

調査点数を  
拡大

### 前年度までに2つ取組を行っており、そのうち1つの取組を強化（有機質肥料割合を増加）する方

		前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア	土壌診断による施肥設計	○	○
イ	生育診断による施肥設計		
ウ	地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ	堆肥の利用		
オ	下水汚泥の利用		
カ	食品残渣など国内資源の利用		
キ	有機質肥料（指定混合等を含む）の利用	○	◎
ク	緑肥作物の利用		
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用		
コ	低成分肥料（単肥配合を含む）の利用		
サ	可変施肥機の利用		
シ	局所施肥の利用		
ス	育苗箱（ポット苗）施肥の利用		
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～ス除く）		
ソ	地域特認技術の利用		

有機質肥料  
の使用割合  
を増加

参考様式第2-1号

同一化学肥料低減計画書 確認項目一覧

(注)

団体に共通の化学肥料低減の取組メニューを実施する場合、肥料低減計画書(参考様式2号)を1枚にまとめ、本参考様式を用いて、団体構成員毎の内容を記載ができる(構成員毎に参考様式2号も可)。

(取組実施者名)

(作物名)

No.	しめい 氏名(自署)	住 所	電話番号	作付概要			令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します(確認してチェック)	提出書類について、必要に応じて関係機関での共有を認めます。(確認してチェック)	他の取組実施者からの申請の有無に○有の場合は( )内に取組実施者名を記入
				作付面積	その他面積	計			
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無・有( )
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無・有( )
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無・有( )
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無・有( )
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無・有( )
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無・有( )
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無・有( )
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無・有( )
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無・有( )
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無・有( )



同一化学肥料低減計画書 確認項目一覧

記載例

(注)

団体に共通の化学肥料低減の取組メニューを実施する場合、肥料低減計画書(参考様式2号)を1枚にまとめ、本参考様式を用いて、団体構成員毎の内容を記載ができる(構成員毎に参考様式2号も可)。

(取組実施者名)

株式会社〇〇

(作物名)

小ネギ

No.	しめい氏名(自署)	住所	電話番号	作付概要			令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します(確認してチェック)	提出書類について、必要に応じて関係機関での共有を認めます。(確認してチェック)	他の取組実施者からの申請の有無に○有の場合は( )内に取組実施者名を記入
				作付面積	その他面積	計			
1	大分 太郎	大分市△△ △-△	097-x x x-x-x x x x	100	10	110	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	無・有( JA00 )
2	〇〇 〇〇	大分市△△ △-△	097-x x x-x-x x x x	80	0	80	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	無・有( )
3	〇〇 〇〇	大分市△△ △-△	097-x x x-x-x x x x	50	5	55	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	無・有( )
4	〇〇 〇〇	大分市△△ △-△	097-x x x-x-x x x x	60	0	60	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	無・有( )
5	〇〇 〇〇	大分市△△ △-△	097-x x x-x-x x x x	70	20	90	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	無・有( )
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無・有( )
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無・有( )
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無・有( )
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無・有( )
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無・有( )

【肥料確認一覧表】

※取組実施者用

取組実施者名：株式会社〇〇

支援金の申請に計上する肥料に関する肥料法上の登録・届出の確認

肥料名称 (請求書等の掲載名)	肥料名称 (正式名称)	メーカー	登録・届出先 (袋に記載していない場合は 生産業者の所在地を記載)	番号 (番号がない場合は肥料の種類等を記載)

【肥料確認一覧表】

※農業者個人用

氏名：大分 太郎

支援金の申請に計上する肥料に関する肥料法上の登録・届出の確認

肥料名称 (請求書等の掲載名)	肥料名称 (正式名称)	メーカー	登録・届出先 (袋に記載していない場合は 生産業者の所在地を記載)	番号 (番号がない場合は肥料の種類等を記載)

【肥料確認一覧表】

記入例

氏名

支援金の申請に計上する肥料に関する肥料法上の登録・届出の確認				
肥料名称（請求書等の掲載名）	肥料名称（正式名称）	メーカー	登録・届出先 <small>（袋に記載していない場合は 生産業者の所在地を記載）</small>	番号 <small>（番号がない場合は肥料の種類等を記載）</small>
例) ○○熔燐 20K	例) ○○熔成マンガン燐肥	(株)○○	大分県	生第1234号
例) △△化成30号 20K	例) △△B B N K 30号	△△肥料(有)	農林水産省	指定配合肥料
例) □□堆肥 20K	例) □□パワー堆肥	(有)□□産業	広島県	たい肥
領収書や明細、レシート等に記載してある肥料の名称を記入してください。	購入した肥料の袋に表示されている「肥料の名称」欄に記載している肥料の名称を記入してください。	購入した肥料の袋に表示されている「生産業者」欄に記載している会社名を記入してください。		購入した肥料の袋に表示されている「登録番号」欄に記載している番号を記入してください。表示されていない場合は肥料の種類等を記入してください。
			購入した肥料の袋に表示されている届出先を記入してください。表示されていない場合は「生産業者」欄に記載している所在地（都道府県まで良い）を記入してください。	

①  
②  
③



年 月 日

大分県肥料コスト低減推進協議会  
会 長 衛 藤 要 一 殿

所在地  
取組実施者名  
代表者氏名

肥料価格高騰対策事業に係る振込口座について

肥料価格高騰対策事業に係る振込口座を下記のとおり提出します。

記

支援金の振込口座

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)												
金融機関コード (数字4桁)				金融機関名								
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金								
支店コード (数字3桁)				支店名								
預金種別 (該当のものにレ印を付けてください)							口座番号 (7桁に満たない場合は、右づめで記入)					
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知												
口座名義												
カナ												
漢字												
ゆうちょ銀行												
記号 (6桁目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)						
口座名義人												
カナ												
漢字												

# 記載例

(業務方法書 様式第3号)

令和5年〇月〇日

大分県肥料コスト低減推進協議会  
会 長 衛 藤 要 一 殿

所在地 大分県〇〇市〇〇 〇-〇  
取組実施者名 株式会社〇〇  
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

肥料価格高騰対策事業に係る振込口座について

肥料価格高騰対策事業に係る振込口座を下記のとおり提出します。

記

支援金の振込口座

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)													
金融機関コード (数字4桁)				金融機関名									
0	0	0	0	〇〇	農業協同組合 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">銀行</span> 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金								
支店コード (数字3桁)				支店名									
1	2	3	〇〇支店										
預金種別 (該当のものにレ印を付けてください)							口座番号 (7桁に満たない場合は、右づめで記入)						
<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知							0	1	2	3	4	5	6
口座名義													
カナ	カ) 〇〇 ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇 〇〇												
漢字	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇												
ゆうちょ銀行													
記号 (6桁目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)							
					※								
口座名義人													
カナ													
漢字													

令和5年 月 日

大分県肥料コスト低減推進協議会  
会長 衛藤 要一 殿

所在地  
取組実施者名  
代表者氏名

令和5年度肥料価格高騰対策事業取組実績報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知)第9の3の(1)の規定に基づき、その実績を報告する。

- (注) 1 対策事業取組計画書に変更があったときは、対策事業取組計画書のコピーに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正(変更前の部分は取消線で修正)し添付すること(標題を「肥料価格高騰対策事業取組計画書」から「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」(事業名も実施事業に併せて変更すること)に変更すること)。
- 2 添付書類については、以下を添付すること。
- (1) 肥料価格高騰対策事業取組実績報告書(実施要領参考様式1-1の別添を実績報告書としたものと同参考様式1-2を言う)。
- (2) 対策事業取組計画書又は対策事業取組計画書変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類(申請時以降変更のない場合は省略できる。)
- なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。



令和5年〇月〇日

大分県肥料コスト低減推進協議会  
会長 衛藤 要一 殿

所在地 大分県〇〇市〇〇 〇-〇  
取組実施者名 株式会社〇〇  
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

令和5年度肥料価格高騰対策事業取組実績報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知)第9の3の(1)の規定に基づき、その実績を報告する。

- (注) 1 対策事業取組計画書に変更があったときは、対策事業取組計画書のコピーに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正(変更前の部分は取消線で修正)し添付すること(標題を「肥料価格高騰対策事業取組計画書」から「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」(事業名も実施事業に併せて変更すること)に変更すること)。
- 2 添付書類については、以下を添付すること。
- (1) 肥料価格高騰対策事業取組実績報告書(実施要領参考様式1-1の別添を実績報告書としたものと同参考様式1-2を言う)。
- (2) 対策事業取組計画書又は対策事業取組計画書変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類(申請時以降変更のない場合は省略できる)。
- なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

## 肥料価格高騰対策事業取組計画書（取組実績報告書）

秋用肥料分	春用肥料分	年間
○		

(注) 該当するものに○を付けること

## 第1 取組実施者の概要

取組実施者名		
代表者の役職・氏名		
取組実施者の住所	〒	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

## 第2 参加農業者の概要

参考様式第1-2号のとおり。

参加農業者数（件）

## 第3 所要額

○,○○○ 円 (秋用肥料分/春用肥料分/年間)

(注) 括弧内はいずれかを選択すること

## 第4 誓約・同意事項

取組実施者（参加農業者を含む）は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄
1 本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。	
2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。	
3 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ア 対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 イ 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合	
(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。	

## 記載例

## 肥料価格高騰対策事業取組計画書（取組実績報告書）

秋用肥料分	春用肥料分	年間
○		

(注) 該当するものに○を付けること

## 第1 取組実施者の概要

取組実施者名	株式会社○○	
代表者の役職・氏名	代表取締役 ○○ ○○	
取組実施者の住所	〒870-XXXX 大分県○○市○○○-○	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	○○部 ○○課 ○○ ○○
	電話番号	097-XXXX-XXXX
	E-mail	●●●●●●@●●●●●●

## 第2 参加農業者の概要

参考様式第1-2号のとおり。

参加農業者数（件）
5

## 第3 所要額

1,000,000 円 (秋用肥料分/春用肥料分/年間)

(注) 括弧内はいずれかを選択すること

## 第4 誓約・同意事項

取組実施者（参加農業者を含む）は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄	○
1 本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。		
2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。		
3 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ア 対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 イ 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合		
(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。		

参考様式第1-2号

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

No.	参加農業者		支援額 (円)				
	氏名 又は 法人・組織名	フリガナ	秋用肥料 (令和4年6月～令和4年10月購入分)		春用肥料 (令和4年11月～令和5年5月購入分)		総合計
			当年の肥料費	支援額	当年の肥料費	支援額	
1							0
2							0
3							0
4							0
5							0
集計	—		0	0			0

(注)

1 「肥料価格高騰対策事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類（注文票等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。

なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

2 支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。

$$\text{支援予定額} = \{ (\text{当年の肥料費}) - (\text{当年の肥料費}) \div (\text{高騰率}) \div 0.9 \} \times 0.7$$

ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、都道府県及び市町村から支援金（以下「地方自治体支援金」という。）が交付されている場合にあつては、この交付額から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。

なお、調整額が負の数の場合は、調整額は0とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。

$$(\text{調整額}) = (\text{地方自治体支援金}) - \{ (\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}) \times 0.3 \}$$

3 「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。

4 適宜、行を追加すること。

5 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

6 1法人で申請する場合には、参考様式1-3号を添付すること。

記載例

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

No.	参加農業者		支援額 (円)				
	氏名 又は 法人・組織名	フリガナ	秋用肥料 (令和4年6月～令和4年10月購入分)		春用肥料 (令和4年11月～令和5年5月購入分)		総合計
			当年の肥料費	支援額	当年の肥料費	支援額	
1	●● ●●	○○ ○○	2,076,924	300,000			300,000
2	●● ●●	○○ ○○	1,384,616	200,000			200,000
3	●● ●●	○○ ○○	692,310	100,000			100,000
4	●● ●●	○○ ○○	1,038,464	150,000			150,000
5	●● ●●	○○ ○○	1,730,774	250,000			250,000
集計	—		6,923,088	1,000,000			1,000,000

(注)

1 「肥料価格高騰対策事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類（注文票等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。  
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

2 支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。  

$$\text{支援予定額} = \{ (\text{当年の肥料費}) - (\text{当年の肥料費}) \div (\text{高騰率}) \div 0.9 \} \times 0.7$$

ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、都道府県及び市町村から支援金（以下「地方自治体支援金」という。）が交付されている場合にあつては、この交付額から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。

なお、調整額が負の数の場合は、調整額は0とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。  

$$(\text{調整額}) = (\text{地方自治体支援金}) - \{ (\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}) \times 0.3 \}$$

3 「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。

4 適宜、行を追加すること。

5 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

6 1法人で申請する場合には、参考様式1-3号を添付すること。

(参考) 中間報告書のイメージ

参考様式第7号

※正式な様式ではありません。  
国に確認の上、後日お示しします。

番 号  
年 月 日

事業実施主体名 代表者氏名 殿

所在地  
取組実施者名  
代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組中間報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第13の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

取組の実施状況

取組メニュー	取組の実施状況

(注)

- 1 取組メニューには、取組実施者において取り組んでいるメニューを記入し、適宜、行を追加すること。
- 2 参加農業者が、中間期間までにどのような取組を行ったのか、また、取組前と比べてどの程度取組が進んでいるか、使用記録等を参照し記入してください。

参考様式第5-1号

(参考) 実施状況報告書のイメージ

※正式な様式ではありません。  
国に確認の上、後日お示しします。

年 月 日

事業実施主体名 代表者氏名 殿

所在地  
取組実施者名  
代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第12の2の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（添付資料）

- ・参考様式第5-2号
- ・参考様式第6号
- ・その他農政局長等が必要と認める書類

## (参考) 実施状況報告書のイメージ

## 肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書

## 第1 取組実施者名

--

## 第2 事業の取組概要

参加農業者数 (件)	取組面積 (ha)

## 第3 取組実績

取組メニュー	取組の実績
ア 土壌診断による施肥設計	
イ 生育診断による施肥設計	
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	
エ 堆肥の利用	
オ 汚泥肥料の利用 (下水汚泥等)	
カ 食品残渣など国内資源の利用 (エとオ以外)	
キ 有機質肥料 (指定混合肥料等を含む。)の利用	
ク 緑肥作物の利用	
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	
コ 低成分肥料 (単肥配合を含む。)の利用	
サ 可変施肥機の利用 (ドローンの活用等を含む。)	
シ 局所施肥 (側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用	
ス 育苗箱 (ポット苗) 施肥の利用	



(参考) 実施状況報告書のイメージ

別添

セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～スに係るものを除く。）	
ソ 地域特認技術の利用 ( )	

(注) 参加農業者が、実施期間を通じてどのような取組を行ったか、また、その結果として、取組前と比べてどの程度の化学肥料の低減が図られたかを、使用記録等を参照し、できる限り定量的に記入してください。

第4 化学肥料の使用量の低減に向けて継続的に取り組むための取組計画

--

参考様式第5-2号

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

No.	参加農業者		取組面積 (ha)	計画時の取組メニューの実施の有無
	氏名 又は 法人・組織名			
集計				—

(参考) 実施状況報告書のイメージ

(注)

- 1 適宜、行を追加すること。
- 2 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

(参考) 実施状況報告書のイメージ

参考様式第6号

化学肥料低減実施報告書

作付概要

作物名	作付面積(ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「今後の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	令和4年度又は 令和5年度の取組	今後の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等を含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、 灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの 施肥量・肥料銘柄の見直し (ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )		
総取組面積	〇〇ha	〇〇ha